

静岡県告示第290号の7

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	下土狩徳倉沼津港線	駿東郡清水町堂庭字鳩居 240番の13地先から	前	10.6~11.9	7.0
		駿東郡清水町堂庭字鳩居 240番の13地先まで	後	10.6~10.7	7.0

=====

静岡県告示第290号の8

令和6年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	三島富士線	沼津市石川字荒久 1047番地先から 富士市船津字峰通 446番の5まで	前	4.6~8.2	207.4
		富士市船津字峰通 424番の7から 富士市船津字峰通 446番の5まで	後	4.6~8.2	171.8